

ベースアップ評価料に係る掲示

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料（I）および、入院ベースアップ評価料（116）を算定しております。

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。

ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

院 長
